

【下線・ゴシック部分を追加】

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	対象要件 (投資・雇用)	助成内容			【その他の助成等】			
					助成額	限度額	通算限度額				
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業 <u>宇宙・航空機関連製造業(※1)</u> 高機能素材・複合材料関連製造業(※1)	全道 (札幌市を除く。) (植物工場は、工業団地と工業適地を対象とする。(札幌市を除く。))	新設	投資:5億円以上 雇用:20人以上	投資額×10%	15億円	20億円 (同一企業)	■ 出向者の取扱い 道外からの出向者(道内に住所を移転する者)1名を雇用増として認める。 ■ 環境配慮型工場等の取扱い 省エネルギー型の機械や機器の導入、新エネルギーの活用によって工場等の全体のエネルギー消費量を10%以上低減することが可能となる環境配慮型工場等(本社機能移転事業(賃借)に係る事務所又は事業所、環境配慮型データセンターを除く)の立地に対して、補助率を1%加算する。 ■ 旧企業立地促進法適用地域の取扱い 令和4年3月31日をもって、道内の旧企業立地促進法適用地域(※)のすべての地域における基本計画の計画期間が満了したことに伴い、旧企業立地促進法適用地域に関する取扱いを削除する。 ※「旧企業立地促進法適用地域」とは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)(以下「旧企業立地促進法」という。)第9条第1項に規定する同意集積区域(特別対策地域内の区域を除く。)をいう。		
		増設		投資額×5%		5億円					
		新設		投資額×10%		10億円					
		増設		投資額×5%		3億円					
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること		新設	投資:10億円以上 雇用:1人以上	投資額×5%	1億円	1億5千万円 (同一企業)			
		増設		投資額×2.5%		5千万円					
		データセンター事業		新設	一般型 投資:10億円以上 雇用:5人以上 環境配慮型 投資:20億円以上 雇用:5人以上	投資額×10%	一般型 3億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 (同一企業)			
				増設			環境配慮型 5億円				
		基盤技術産業		新設	投資:2千5百万円以上 雇用:5人以上	投資額×10%	3億円	13億円 (同一企業)			
				増設		投資額×5%					
		本社機能移転事業		(設備投資)	全道 (札幌市を除く。)	新設	投資:1億円以上 雇用:20人以上	投資額×10%		1億円	—
				(賃借)	全道	新設	投資:なし 雇用:20人以上 (札幌市は30人以上)	賃料×1/2×3年間 (札幌市は1年間)		1千万円/年	—
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道	新設	投資:10億円以上 雇用:研究員5人以上	投資額×10%	10億円	13億円 (同一企業)				
	増設		投資:5億円以上 雇用:研究員5人以上	投資額×5%	3億円						
高度物流関連事業 ※成長産業分野に関連する事業に限る。	全道 (札幌市を除く。)	新設	投資:20億円以上 雇用:20人以上	投資額×10%	5億円	6億5千万円 (同一企業)					
増設	投資額×5%	1億5千万円									
類型 II	市町村連携促進分野	市町村が行う立地助成措置の対象であること ・製造業 ・植物工場 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス) ・コールセンター事業	特別対策地域	投資:2千5百万円以上 雇用:5人以上(※3)	投資助成:投資額×4%	・投資助成 1億円 ・雇用助成 5千万円	3億円 (同一企業)				
			特別対策地域と、地域経済牽引事業促進法適用地域(※2)		新設			投資助成:投資額×8%			
			地域経済牽引事業促進法適用地域(※2)		新設			雇用助成:雇用増1人あたり50万円(※4)			
			工業団地(札幌市を除く。) (製造業又は植物工場に限る。) 工場適地(札幌市を除く。) (植物工場に限る。)		新設			投資助成:投資額×4%			
増設	雇用助成:雇用増1人あたり50万円(※4)	投資額×8%	1億円								
増設	投資額×4%										

※1 知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認める事業に限る。
 ※2 札幌市の区域にあっては特認事業者が新設する場合に限る。
 ※3 補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる。
 ※4 雇用増6人以上の場合(6人目から支給)